

## 菟田町発達支援型巡回訪問支援事業プロポーザル方式審査委員会設置要綱

令和7年1月24日

(目的)

第1条 菟田町が町内の保育所、幼稚園に児童の発達に関する専門家を派遣し、巡回訪問や、保育従事者等に対する助言、指導を行う業務について、プロポーザル(その業務に最も適した企画力、技術力、経験等を持つ事業者を選ぶことをいう。以下同じ。)方式による選考審査を行うため、菟田町発達支援型巡回訪問支援事業プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 提案書審査に関すること
- (2) 契約相手先候補者の決定に関すること
- (3) その他プロポーザル方式等の実施に必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の者をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 子育て・健康課長
- (3) 福祉課長
- (4) 菟田町子ども・子育て会議条例(平成25年12月24日条例第25号)第3条に規定する菟田町子ども・子育て会議委員のうち5名以内

(委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に定める所掌事項が終了するまでとする。

(会議)

第6条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、審査委員会の議長となり、会議を主宰する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(責務)

第 9 条 委員は、プロポーザル方式に参加する事業者に対して、いかなる援助も行ってはならない。

(報告)

第 10 条 委員長は、審査の結果を町長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 審査委員会の庶務は、子育て・健康課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。